

京都市告示第378号

京都市障害者スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、一部諸室の供用停止について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和2年10月16日

京都市長 門川 大作

1 供用を停止する諸室

重度体育室及びプレイルーム

2 供用を停止する日

令和2年12月7日（月）から同月27日（日）まで

(保健福祉局障害保健福祉推進室)